

新規創業融資資金

要件	<p>①次のいずれかに該当すること</p> <p>(ア)市内で中小企業者として創業を行おうとする個人であって、速やかに当該創業を行うための具体的な計画を有すること</p> <p>(イ)中小企業者である会社が中小企業者である新会社を市内に設立し、新会社が速やかに事業を開始するための具体的な計画を有すること</p> <p>(ウ)市内で中小企業者として創業した個人または会社であって、創業した日から6か月を経過していないこと</p> <p>②市長が認めた講座(市起業・創業セミナー)等を修了していること</p> <p>③個人については住民税、法人については法人税を完納していること</p> <p>※中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項第1号及び第2号に定める中小企業者をいう</p>
資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	1,000万円
融資利率	年1.30%
保証料率	<p>年0.45%～1.90%</p> <p>※責任共有制度対象外となる保証を利用した場合は、年2.20%以内となることがある</p>
融資期間(据置期間)	10年以内(1年以内)
融資期間の延長	最長2年
償還方法	元金均等月賦償還
保証人	原則として法人は代表者、個人は不要
担保	必要に応じ
取扱金融機関	<p>福岡銀行</p> <p>西日本シティ銀行</p> <p>筑邦銀行</p> <p>佐賀銀行</p> <p>大牟田柳川信用金庫</p> <p>福岡県南部信用組合</p>
申込場所	取扱金融機関